

令和6年7月22日

大阪府教育委員会会議会議録

1 会議開催の日時

令和6年7月22日（月） 午後2時00分 開会
午後2時20分 閉会

2 会議の場所

委員会議室（府庁別館6階）

3 会議に出席した者

教育長	水 野 達 朗
委員	中 井 孝 典
委員	井 上 貴 弘
委員	岡 部 美 香
委員	竹 内 理
委員	森 口 久 子
教育監	大久保 宣 明
理事兼教育次長	東 口 勝 宏
教育センター所長	酒 井 智
教育総務企画課長	平 田 誠 和
高校改革課長	建 元 真 治
高等学校課長	林 田 照 男
小中学校課長	芳 野 和 宏

4 会議に付した案件等

◎議題1 統合整備により令和7年度に新たに開校する予定の高等学校の校名（仮称）について

5 定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、7月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTubeで配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長、お願いいたします。

（教育長）

はい、それでは開会にあたりまして定足数を確認いたします。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、本会議は成立しております。

（教育長）

はい。それでは定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

中井委員を指定した。

(2)6月24日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題1 統合整備により令和7年度に新たに開校する予定の高等学校の校名（仮称）について

【議題の趣旨説明（高校改革課長）】

標記について、大阪府立東大阪みらい工科高等学校（仮称）に決定する件である。

今後はこの校名（仮称）を使用して広報等を行うこととする。

なお、校名の正式決定については、条例により定める必要があることから、令和6年9月定例府議会に、大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出する予定である。

【質疑応答】

(教育長)

はい。それではただいまの説明について、ご質問ご意見をあわせてお願いいたします。挙手をお願いいたします。井上委員。

(井上委員)

ご説明ありがとうございました。学校名について異議はないのですが、資料下部の(参考)に記載されている「設置する系・専科について」は、変更になる可能性があるということなのですが、おおよそ決定されているのでしょうか、検討している状況なのでしょうか。表に「機械工学系」「電気情報工学系」「都市住宅系」とある中で、一番下にある「工学系」が広くすべてをカバーするので、少し受験生や保護者にとって分かりにくいのではないかと思いますので伺います。

(教育長)

建元高校改革課長。

(高校改革課長)

系と専科の内容につきましては、一定決めております。名称につきましては、学校の名称が決定した後に変更する可能性はないことはないのですが、今後、広報活動等も進めていかなければなりませんので、基本的にはこの名称で進めてまいりたいと考えております。一番下の「工学系」の「大学進学専科」というのは、現在設置している他の工科高校にもあります。今、工科高校の中でも大学進学をめざす生徒が増えてきているので、それに特化した専科として「工学系」の「大学進学専科」を設置しています。

(井上委員)

「大学進学専科」まで見れば、工科高校に在学して大学進学をめざす人はここに行けばよいと分かると思うのですが、「工学系」はすべてを包含するような言葉になっています。もし生徒さんにPRしていく中で、大学進学をめざすというのであれば、そのことが分かりやすい名前をつけるということも、考えとしてはあるのではないかと思います。ただ、先行している工科高校とのバランスもあるかと思います。今後色々な意味で入試制度や、このようなPR活動を盛んにしていく中で、どこかでご検討いただき、生徒さんと保護者さんに分かりやすい名前にしていただければと思います。以上です。

(教育長)

はい、ありがとうございます。では他の委員の皆さんいかがでしょうか。竹内委員。

(竹内委員)

ご説明ありがとうございます。以前にも少し聞いておりますけれども、学校の名称の公募をされた中で、公募結果をどのように名称決定に採り入れられたかということについて、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

(教育長)

建元課長。

(高校改革課長)

公募は、一般公募と学校関係者からの案を、募集させていただきました。一般公募が 46 件で、校内からの関係者からの案が 215 件ございました。その中で検討した結果、「東大阪」という名称につきましては、やはり地元ということで「東大阪」を入れてほしいという案が非常に多かったことと、全体的に「未来」や「翔」という文字を含む名称が多く見られましたので、そのことを全体的に考慮し、検討委員会でこの名称に決定させていただきました。

(竹内委員)

ありがとうございます。

(教育長)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。はい、それではご質問・ご意見も尽きたようですので、採決をいたします。議題 1 について原案通り賛成の場合は、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者：教育長、中井委員、井上委員、岡部委員、竹内委員、森口委員)

7 6月教育委員会議における質問への回答

(教育長)

前回の委員会会議の議題 1 において、井上委員から認定こども園の職員等の配置人数を規定する条文に「おおむね」と規定されていることについて、「おおむね」とはどのくらいの幅があるのかという趣旨のご質問をいただきました。福祉部と調整の上で改めて説明することとなっておりますので、これについて担当課から説明をお願いいたします。

(教育長)

平田教育総務企画課長。

(教育総務企画課長)

資料「令和 6 年 6 月教育委員会会議の議題 1 の補足説明について」をご覧ください。まず、井上委員からのご指摘について改めてご説明をさせていただきたいと思います。資料の上段の囲みに前月の議題の概要を記載しております。

特に、囲みの下に下線がついている部分ですが、改正前後ともに、園児の人数に「おおむね」との表記がある点について、例えば、3 歳以上 4 歳未満のところでは、おおむね 15 人につき直接従事する職員が 1 人以上という規定になっています。この 15 人を中央値として、前後どの程度の幅があるのかとのご質問をいただいたところです。また、前回の会議以降におきましても、委員との意見交換をする中で、追加でのご指摘をいただいております。

まず 1 点めとしまして、そもそもの 15 人、25 人等と国が定めている根拠や考え方はあるかないかという点。それから、職員 1 名に対して、園児の人数に、おおむね 15 人、おおむね 25 人との規定がされていますが、こういう規定であれば、施設ごとにばらつきが生じるだろうということで、前回の会議でもご発言がありましたが、保護者の視点からは、施設運営上の安全面への不安や、場合によっては事故等につながりかねないだろうというご指摘をいただいております。こういった安全対策が取られているのかという点につきましても、この機会に説明をお願いしたいということで、ご意見を頂戴しております。

以上大きく 3 点につきまして、条例所管課へ確認をした結果を、順にご説明をさせていただきます。

まず、資料下段の「2 国から示された職員配置数の算定方法」をご覧ください。施設の職員数の算定式を記載しております。この算定式は国において定められておりまして、当該施設に在籍する園児の年齢区分、具体的には上段の表になりますが、4 区分ございまして、0 歳児から 4 歳以上の園児ごとに、小数点第 2 位以下を切り捨てた後、4 つの区分を合計し、さらに合計値の小数点以下を四捨五入する。これによって、当該施設全体に必要な配置職員数、これは直接従事する職員だけになるのですが、これを求めていくというのが、算定の方法になっております。この年齢区分が、ご覧いただいた通り、小数点第 2 位までを求めるということ、それから最後に、四捨五入ということで端数処理するということで、幅が一定生じるということになります。これをそれぞれの年齢区分に当てはめていった際に、整数にはならないということがございますので、「おおむね」という文言を用いて、年齢区分ごとの職員数を規定しているところを所管課に確認をしてございます。

2 点めですが、そもそも、15 人、25 人と、国が定める根拠や考え方について、改めて国に確認いただきました。結果としまして、国の担当者から「基準が定められてからかなり時間が経っているところであり、国において 10 年ほど前から議論されてきた中で、海外の基準なども参考にした」という回答がありました。また、事務局の方で少しこの経緯を確認いたしました。今回の基準改正に関しては、制度発足以来 75 年間、職員数の基準が一度も改正されてこなかった「満 4 歳以上の園児」について、園児 30 人につき職員 1 人から園児 25

人につき職員 1 人への改善を図るということで、国が策定した「こども未来戦略」の中で、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐために、その改善点を掲げて実現したというものでした。

3 点めですが、「おおむね」と規定されていることで、年齢区分ごとの職員数にばらつきが生じると、安全性の課題はいかにかという点でございます。所管課からの回答としましては、施設への監査時において、園児の年齢別の職員数が配置基準を満たしているかどうかを確認しているということで、その際、基本的に年齢別の配置基準より少ない施設はないという認識をしているとのことでございます。よって、国の基準より少なく職員を配置しているという施設はないという認識ということです。なお、仮に、配置基準より職員数が少ない施設がある場合には、その事情を確認いたしまして、安全性の確保に努めているということで回答を得ております。

説明は以上でございます。

【質疑応答】

(教育長)

先月の会議で井上委員からいただいた質問の回答ですが、井上委員いかがでしょうか。

(井上委員)

どうもありがとうございました、よくわかりました。ただ、子どものことですし、親御さんはなかなか発言できる機会は少ないのかなと思います。ご自宅からの近いところに子どもを通わせたい等の色々な事情がありますが、職員数の基準はとても大事であると思いました。もちろんここでお答えいただけないとは思っていますが、やはり、職員数が基準より少なくても安全性を確保しているという点について、こういう手段で対策をしているという明確な答えがあるべきだと思っています。

説明の中で、75 年間にわたって職員数の基準を変えていないということがありましたが、これは国がほったらかしにしていたのではないかと私は思います。子どもの数が減ってきているということは分かっていることですし、基準を変えていないというのは、これは放っておかれたということだと思います。説明の中で、国で 10 年間議論されてきたというお話がありました。その中で何か変わったかという、もちろん小学生、中学生、高校生も色々な事故が起こることがありますが、やはり、幼児の安全性の確保というのは非常に大切であるにもかかわらず、議論されていないということがはっきりして、とても残念だと思いました。

事務局から国に聞いていただいたと思うのですが、やはり、設置の基準にある「おおむね」というのは、25 人、15 人、6 人、3 人という基準を定めていると思うのですが、ここはかなり大切なのだろーと思います。なぜ 25 人なのか、15 人なのか、6 人なのか、3 人なのかというのは、これまでこの人数を配置してきた等の根拠が必要であると思います。また、国

は海外の事例を参考にしたということですが、海外もまた色々と考え方が違いますし、施設の広さや、小学校に通う年齢も 5 歳児、7 歳児等と国によって異なります。やはりここは「こども未来戦略」で 25 人等の基準定めることについても、しっかりとした根拠が必要で、親御さんに示していくことが大切だと思います。この場で発言しても解決する問題ではないのですが、ぜひまた機会があったら国に申入れをしていただきたいと思いますし、繰り返しになりますが、基準が 75 年間変わっていなかったことや、国が 10 年間議論しているというのは、真剣にその議論をやっているのだろうかという疑問を強く感じたところです。以上です。本当にありがとうございました。

(教育長)

ありがとうございました。他の委員の皆さんはいかがでしょう。中井委員。

(中井委員)

はい。3 歳以上 4 歳未満の園児についても、基準の改正前がおおむね 20 人につき 1 人、改正後がおおむね 15 人につき 1 人で、よくなったように見えるのですが、資料の下に記載された式を見ると、小数点第 2 位以下が切捨てということは、例えば、割り算した結果、1.5 以上だったら 1 人増やす等の対応をとることになると思うのですが、そうすると、幅がかなり広がってしまいます。たとえば、3 歳以上 4 歳未満の園児が 20 人いる場合、20 割る 15 は 1.33 となります。すると、園児は 20 人ですが、職員は 1 人となります。園児が 23 人にならないと、職員がもう 1 人増えません。「おおむね」の幅が広すぎる気がします。国のルール上、仕方がないかもしれませんが、本府としましては、やはり園児 15 人という基準をできるだけ守っていただきたいと思います。15 人、16 人、17 人と、せめてそれぐらいの幅で、できるだけやっていきたい、やっていただきたいなという思いであります。やはり、子どもは突発的な事故が起こる可能性もあります。子どもの命を大事にするのであれば、基準がこうだからというのではなく、大阪府としてはしっかりと子どもの命を大切するという姿勢を出していただきたいと思いますので、「おおむね」については、できる限り園児は 15 人にして、園児が 18 人を超えたら職員数を 2 人にする等、お願いしたいと思います。以上です。

8 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

それでは次回の教育委員会会議の日程について事務局からお願いします。

(事務局)

今回は 8 月 26 日月曜日、14 時からの予定になっております。

(教育長)

はい、それでは次回会議は 8 月 26 日月曜日 14 時からの予定です。それでは、本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上